

あっせん状況について

日本証券業協会

平成13年10月から同年12月までの間に和解が成立した事案のうち、主な事案の概要は次のとおりである。

地区名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求額	紛争解決の状況
中国	平13.10	女性	証券会社	<申立人の主張> 担当者に以前から投資信託は絶対買わないと話していたにもかかわらず、担当者から再三に亘り株式投資信託の勧誘があり、その際、当該投資信託は「元本割れは絶対ない。」等の断定的判断の提供による投資勧誘をされた。 <被申立人の主張> 担当者が株式投資信託の勧誘に際し、「絶対に損はさせない。」等と説明したことは顧客の投資判断を誤らせた行為があったと思料されるが、投資経験、知識からすると顧客にも責任の一端がある。	約 243 万円	平成13年11月、投資勧誘に当たり断定的判断の提供により投資判断を誤らせたとの申立人の主張に対し、被申立人もその一部を認めたため、双方の互譲により請求額に対し、95万円を申立人に支払うことで和解成立
大阪	平13.10	男性	証券会社	<申立人の主張> 信用買建していた銘柄について分割の発表があったが、分割権利落後の精算の仕方が理解できなかったため、担当者に問合せて説明を受けた。その後、その説明が間違っていたことが判明したが、間違った説明により損失を回避・軽減する機会を失った。 <被申立人の主張> 顧客の質問に対し、担当者が誤った回答をし、その結果、当該銘柄の売付の機会を喪失したことは認める。	約 180	平成13年12月、あっせん委員は、被申立人の担当者の誤まった回答により、株式の早期売却の機会を失ったことは認められるものの、担当者が正しい回答をしたと仮定したとしても、どの時点で売却したか特定できないため、妥当な額で売却したと仮定した場合の損失額と実際の損失額との差額について被申立人が応分の負担をすべきであるとして、75万円のあっせん案を提示したところ、双方が合意し、同額を申立人に支払うことで和解成立